

＼地域住民のチカラとネットワークで一人ひとりの暮らしを支えよう／

～ あたたかい手 やさしい心で つなげよう福祉の輪～

第1次発展・強化計画
地域福祉部門計画

(令和5年度～令和9年度)

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会





□計画の概要	_____	P 2
□基本方針と重点項目	_____	P 3
□実施計画（地域福祉係）	_____	P 4
□実施計画（権利擁護支援係）	_____	P 7
□実施計画（北部包括支援センター）	_____	P 9
□計画の進行管理	_____	P11

1. 計画の概要



(1) 計画策定の趣旨

第3次魚沼市地域福祉推進計画で示す理念の実現に向けて、本会がそれを推進するための重点目標や考え方をまとめた、「社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会第1次発展・強化計画」が定められました。

この地域福祉部門計画は、第1次発展・強化計画を推進するため、地域福祉課としての具体的な取り組みと方向性を示すものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は令和5年度を初年度として、令和9年度を目標年度とする5年間とします。
なお、計画期間の中間年にあたる令和7年度には、進捗状況などを確認し、計画の見直しを行います。

(3) 第1次発展・強化計画との関係

本計画は、「社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会第1次発展・強化計画」の地域福祉部門の計画とします。

2. 基本方針と重点項目



係・部署	基本方針	重点項目
地域福祉係	地域課題の解決に魚沼市との連携のもと、住民等（福祉団体、ボランティア、医療・福祉関係者、学校、企業など）が主体的に取り組む地域をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ①福祉教育の推進 ②災害支援体制の整備 ③地域や企業・福祉団体等との連携・協働
権利擁護支援係	個人の尊厳と自己決定を尊重し、本人主体による問題解決を地域を基盤に展開します	<ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護支援の普及啓発 ②孤立しない・させない伴走型支援 ③身寄りなし支援の構築
北部地域包括支援センター	誰もが安心して尊厳ある生活を送る、地域包括ケアの実現を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の実情の見える化 ②地域包括支援ネットワークの構築と地域づくり ③将来を見据えた予防的対応

地域と共に

3. 実施計画



地域福祉係

基本方針

地域課題の解決に住民等（福祉団体、ボランティア、医療・福祉関係者、学校、企業など）が主体的に取り組む地域をつくります



①福祉教育の推進

【事業内容】

地域福祉の意識づくり、人づくりを推進するため、福祉学習の企画・支援を通じて福祉に対する理解促進と活動につなげます。

【目標】

地域住民の社会福祉への関心と理解を深めることにより、支え合い共に生きることの意識醸成を図り、主体的取組みへつなげます。

【主な取り組み】

- ・幅広い世代への情報発信をします。
- ・福祉学習のプログラムを作成し実施します。

【実施計画（指標）】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福祉学習ふれあい講座の開催：10回/年	実施	実施	実施	実施	実施
夏休みボランティアスクール：全市対象		検討	実施	実施	実施

②災害支援体制の整備



【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
<p>平常時のつながりが災害時にも活かせるよう、災害時支援について、関係機関等と話し合い、体制づくりを行う。</p>	<p>被災者支援の体制が少しでも早く整うことにより、被害の拡大を防止し、住民が一日でも早く安定的な日常生活へ移行できることにつなげる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市・JC・NPO団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営体制を構築する。 ・遠隔地支援フロー図を作成する。 ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの検討・見直しを行う。 		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
災害VC設置訓練 1回/2年	実施		実施		実施
関係機関との情報交換会の開催 1回/年	実施	実施	実施	実施	実施
遠隔地支援フロー図の作成	検討・実施	評価・改善	評価・改善	評価・改善	評価・改善
災害マニュアルの更新	検討・実施	評価・改善	評価・改善	評価・改善	評価・改善

③多様な主体との連携・協働・参加支援

【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
地域の特性に応じ、誰もが参加しやすい取り組みを、多様な主体と連携して行います。	地域や企業・福祉関係団体等さまざまな分野と連携・協働をはかり、地域資源と地域住民をつなげていきます。		<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の調査分析をします。 ・企業や法人へ情報発信して参加を支援します。 ・あいほうし隊、地域支え合い活動の見直しを行います。 		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域の居場所立上げ支援 5件／5年	実施 →	実施 →	実施 →	実施 →	実施 →
支え合い活動立上げ支援 5件／5年	実施 →	実施 →	実施 →	実施 →	実施 →



権利擁護支援係

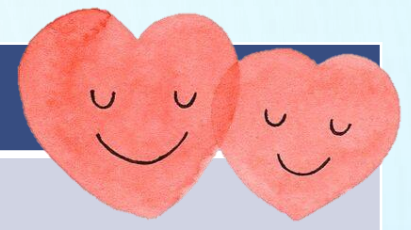
基本方針

個人の尊厳と自己決定を尊重し、本人主体による問題解決を地域を基盤に展開します



①権利擁護支援の普及啓発

【事業内容】	【目標】	【主な取り組み】			
権利擁護支援員(仮称)養成研修を修了した地域住民を、法人後見支援員及び意思決定支援員(仮称)として登録します。	地域住民から、意思決定支援や障害特性を理解した権利擁護支援員(仮称)として活動してもらうことで、権利擁護支援の意識を地域に広めます。	権利擁護支援員(仮称)養成研修を企画開催します。			
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
養成研修:開催(隔年)	実施		実施		実施
法人後見支援員:登録数15人/5年	検討	実施	実施	実施	実施
権利擁護支援員(仮称):登録数15人/5年	検討	実施	実施	実施	実施



② 孤立しない・させない伴走型支援

【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
あらゆる相談を一旦受け止め、本人の尊厳を確保した丁寧な関わりの中で築かれる信頼関係を基に、自立に向けた相談支援を展開します。	支援する側される側といった垣根を超えた、つながり続ける支援で、地域共生社会の実現を目指します。		日本伴走型支援協会主催の養成研修を受講し、質の高い相談支援を展開します。		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
伴走型支援士資格取得:2人/年	実施	実施	実施	実施	実施

③ 身寄りなし支援の構築

【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
身寄りがないことによる困りごとを、専門職のネットワークにつないで解決を図ります。	頼れる家族等がいなくても必要なサービスが受けられ、安心して暮らせる社会にするための取り組みを進めていきます。		行政書士や司法書士等の専門職によるネットワークを構築し、社協で受け付けた死後事務等の相談とマッチングします。		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
身寄りなし支援ネットワーク:構築 マッチング:3件/5年	検討	検討・実施	実施	実施	実施

北部地域包括支援センター

基本方針

誰もが安心して尊厳ある生活を送る、地域包括ケアの実現を目指します



①地域の実情の見える化

【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
地域に住む高齢者等に関する様々な相談内容を分析し、地域の実情を見える化します。	相談内容を分析し、地域の抱える課題を明らかにし、その根拠をもとに課題解決に取り組めます。		多様な相談内容を的確に把握・分類します。それらをもとに、地域の傾向を分析し、関係機関と連携して取り組みます。		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談受付: 毎日 新規相談内容分析: 1回/年	実施	実施	実施	実施	実施

②地域包括支援ネットワークの構築と地域づくり

【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
個別ケースの検討を多様な関係機関と共に行い、共有された地域課題を地域づくりに結びつけます。	地域ケア個別会議や事例検討会の蓄積により、地域の支援者等の相互の連携を高めたり、地域づくりや必要な資源を地域で開発する機能を果たします。		個別課題の対応で終わらせず、地域課題への対応のために多様な事業や活動と連動させ、取り組みます。		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域ケア個別会議の開催: 3回/月 事例検討会: 随時	実施	実施	実施	実施	実施

③将来を見据えた予防的対応

【事業内容】	【目標】		【主な取り組み】		
地域における将来の課題を見据えた予防的対応を行います。	介護予防・日常生活支援を目的として、高齢者の生活機能の向上につながるよう、高齢者個人や、地域にアプローチします。		高齢者の意欲が高まるよう「介護予防」の取り組みの必要性を、わかりやすい言葉や、リーフレット等を用いて伝えます。		
【実施計画(指標)】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
基本チェックリスト該当者に対する実態把握:1回/年	実施	実施	実施	実施	実施
健康講話 各年度ごとに、3地域(広瀬・守門・入広瀬)で1か所ずつ実施	実施	実施	実施	実施	実施



4. 計画の進行管理



各部署と課で毎年、所管する事業の実施状況を評価します。

令和7年度に中間評価を行い、計画の見直しが必要な場合は計画期間内でも変更を行います。



(参考)

第3次魚沼市地域福祉推進計画 【社協がやること】

基本目標Ⅰ

「関心をもちちがいを認めあえるやさしいまち」

- 地域にある課題を調べて“見える化”します
- いろいろな方法を使って福祉の情報を発信します
- 地域や学校に出向き福祉への理解を広めます
- ボランティア活動を推進します

基本目標Ⅱ

「手と手を取りあって助けあえるお互いさまのまち」

- 多様な相談を受け止める体制を整備します
- 地域に意思決定支援を広めます
- 災害時の支援体制を整備します
- さいごまで住みなれた家で暮らせるようお手伝いします

基本目標Ⅲ

「一人ひとりに出番があって活躍できるまち」

- 誰でも気軽に立ち寄れる地域の居場所を増やします
- 住民主体の福祉活動を支援します
- 身寄りのない人への支援を拡充します
- 関係者との顔の見える関係をつくります

